

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 16 日

山口市長 渡 辺 純 忠

※下記 3 のみ変更

記

**1. 協議の場を設けた区域の範囲**

阿知須仙在・引野・向井関地区（仙在・引野・向井関）

**2. 協議の結果を取りまとめた年月日**

平成 3 0 年 5 月 1 2 日

**3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況**

9 経営体数

法人

3 経営体

個人

6 経営体

**4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか**

中心経営体には今後規模拡大の意向あり、中心経営体以外でも営農活動を継続している個人も多数いる。

地域内における担い手は現在十分確保されている。

**5. 農地中間管理機構の活用方針**

農業をリタイア、経営転換するものは原則として中間管理機構を活用する。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

**6. 地域農業の将来のあり方**

中心経営体への農地集積（分散錯圃の解消のため、中心経営体間で農地を交換する場合は含む。）を進め、経営の効率化を図る。規模拡大の意向のある農業者を新たな中心経営体として位置づけることの検討を行ない、担い手の確保に取り組む。

